

鍋島小学校 P T A 規約

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 この会は、鍋島小学校 PTA（保護者と先生の会）といい、事務所を鍋島小学校内に置く。

第 2 章 目的及び活動

第 2 条 この会は、保護者と教師とが協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第 3 条 この会は、前条の目的を図るために次の活動をする。

- (1) よい保護者、よい教師になるように努める。
- (2) 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活を指導する。
- (3) 児童の生活・環境の改善に努める。
- (4) 学校教育の振興に努める。
- (5) その他、目的達成に必要な事項。

第 3 章 方 針

第 4 条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童青少年の教育並びに福祉のために活動する他団体及び機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、又専ら営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) この会、又はこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (4) 学校の人事、その他管理には干渉しない。

第 4 章 会 員

第 5 条 この会の会員は、次の通りである。

- (1) 鍋島小学校に在籍する児童の保護者、又はこれに代る者。
- (2) 鍋島小学校の校長及び教職員。

第 6 条 この会の会員は、特別の理由のある場合を除き会費を納めるものとする。

第 7 条 会員はすべて、平等の義務と権利を有する。

第 5 章 経 理

第 8 条 この会の活動に要する経費は、会費・事業収入・寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第 9 条 会費については総会で決める。

第 10 条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

但し、総会までに緊急やむを得ない事項については、会長の専決で支出することができる。

この場合は、総会において報告し、承認を求めなければならない。

第 11 条 この会の決算は、会計監査委員の監査を経て、総会に報告され、承認を得なければならない。

第 12 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 役 員

第 13 条 この会の役員は、次の通りである。

会 長 1 名

副会長 10 名以内（保護者・教頭）

書 記・会 計：若干名（保護者、事務長および教職員）

第 14 条 役員は、他の役員、会計監査委員を兼ねることができない。

第 15 条 会長・副会長は、会員の中から運営委員会において選出し、総会の承認を得るものとし、書記並びに会計は会長が委嘱する。

運営委員会は、前項の選出に際し、選考委員会を設けることができる。

第 16 条 役員の任期は 1 年とし再任を妨げない。

補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 17 条 会長は会務を総括し、この会を代表する。

第 18 条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

第 19 条 書記はこの会の庶務をつかさどり、総会及び運営委員会の議事並びにこの会の活動に関する重要事項の記録、通信事務などを行う。

第 20 条 会計は、この会計事務を処理し、財産を保管する。

第 7 章 校 長

第 21 条 校長は学校管理者として、運営委員会その他この会の集会に出席して意見を述べることができる。

第 8 章 顧 問

第 22 条 この会に顧問若干名を置く。

但し、校長は常に顧問となるものとする。

第 23 条 顧問は PTA 運営に関し、会長の諮問に応じ、また総会・運営委員会に出席して意見を述べることができる。

第 9 章 会計監査委員

第 24 条

1. 会計監査委員は、会員の中から運営委員会において選出し総会の承認を得るものとする。

2. 運営委員会は、前項の選出に際し、選考委員会を設けることができる。

第 25 条 会計監査委員は、年 1 回以上この会の経理の監査を行う。

第 26 条 会計監査委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

第 10 章 総 会

第 27 条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関であって、その任務権限は次の通りである。

- (1) 年間事業計画の審議決定。
- (2) 予算の審議決定並びに会計決算報告の承認。
- (3) 役員及び会計監査委員の選出及び承認。
- (4) 規約改正。
- (5) その他必要事項。

第 28 条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は 5 月に、臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、又は全会員の 10 分の 1 以上の要求があったとき開催する。

第 29 条 総会の定足数は、全会員の 5 分の 1 以上とし、議事は出席者の過半数で決する。ただし、災害・緊急事態等、会員が一同に参集できない場合は、書面による審議、評決にて決議する。

第 11 章 運営委員会

第 30 条 運営委員会は総会に次ぐ決議機関で、役員・教師代表 1 名をもって構成する。

但し、議事によっては委員長会をもってこれにあてることができる。

第 31 条 運営委員会は、総会の決議に基づく会務の処理、各常置委員会が立案した事業計画の審議、及びその他緊急事項の審議を行う。

第 32 条 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、又は構成員の 4 分の 1 以上の要求があったとき開催する。

第 33 条 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決する。

第12章 委員会

第34条 この会はこの活動に必要な事項について、調査研究立案するために常置委員会を置く。
常置委員会について必要な事項は細則で定める。

第35条 この会は運営委員会の承認のもとで、必要に応じて常置委員会以外に委員会を置くことができる。

第13章 改正

第36条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

細 則

第1章 常置委員会

第1条 常置委員会に、地区PTA(校外指導委員会)と学校PTA(ふれあい委員会・環境委員会・父親委員会)を置く。

第2条 校外指導委員会は各地区より選出する。

第3条 常置委員会(学校PTA)は保護者よりボランティアを募るものとする。

第4条 各委員会に、委員長1名・副委員長若干名・幹事1名(教師をあてる。)を委員の中から選出する。

第5条 各委員会は、次のことについて企画立案し、事業の遂行にあたる。

- (1) 校外指導委員会は、児童の家庭及び社会における生活指導の強化と良い環境の達成に努める。
- (2) ふれあい委員会は、親と教師又は親どうしの緊密な協力関係をつくり、教育に対する会員相互の見識を高める。
- (3) 広報委員会は、新聞等を発行し、学校行事及びPTA活動を会員に広く知らせるように努める。
- (4) 教養委員会は、すべての会員が一層、良い保護者・良い教師となるための学習活動を盛んにすることに努める。
- (5) 環境委員会は、バルマークを収集、整理をし、児童のための教育備品購入及び学校の環境向上に努める。
- (6) 父親委員会は、より多くの男性保護者がPTA活動に参加しやすいように努める。

附 則 この規約は、昭和60年5月11日より施行する。

2. 平成2年4月28日一部改正
3. 平成6年5月7日一部改正
4. 平成11年5月7日一部改正
5. 平成13年5月16日一部改正
6. 平成13年11月22日一部改正
7. 平成15年5月11日一部改正
8. 平成17年1月19日一部改正
9. 平成23年3月9日一部改正
10. 平成24年5月12日一部改正
11. 平成26年5月9日一部改正
12. 令和3年5月15日一部改正
13. 令和7年5月8日一部改正

令和7年5月8日 細則第1章第4条、第5条(3)(4)廃止

鍋島小学校 P T A 表彰規程

鍋島小学校 P T A 役員並びに正会員の表彰規程を次の通り定める。

第1条 本校 P T A 役員並びに運営委員（地区並びに学級委員）として本会の発展に貢献した者に対して次の通り表彰する。

- (1) 本会の役員並びに運営委員（地区並びに学級委員を含む）を3年以上務め、本会の発展に貢献した者。
- (2) 本会の発展に特に貢献したものに対しては、表彰委員会を開催して協議決定し表彰する。
- (3) 表彰委員会の委員は、本会の会長・副会長をあてる。
- (4) (1) 及び (2) の該当者には、感謝状を贈り感謝の意を表す。

附 則 この規程は、昭和46年度より実施する。

令和7年5月8日第1条廃止

鍋島小学校 P T A 慶弔規程

鍋島小学校 P T A 役員並びに正会員及び学校職員、児童の慶弔規程を次の通り定める。

第1条 会長・副会長及び書記・会計退任に際しては、在任1ヵ年につき1,000円程度の記念品と感謝状を贈る。

第2条 本部役員・監査委員及び職員の死去に際しては、本会の代表者が会葬し、弔香料として金10,000円を贈り弔間をなす。

第3条 正会員の死去に際しては、弔香料として金5,000円を贈り弔間をなす。

第4条 本校児童の死去に際しては、本会の代表者が会葬し、弔香料として金5,000円と供花10,000円を贈る。本校児童の1ヵ月以上の入院の場合は、金5,000円の御見舞いを贈る。

第5条 学校職員転退職に際しては、本校在職年数3年未満（1・2年）は2,000円、3年以上5年未満（3・4年）は3,000円、5年以上7年未満（5・6年）は4,000円、7年以上10年未満（7・8・9年）は5,000円、10年以上は6,000円の記念品を贈る。

第6条 前条までの規程のほか特別の場合は、執行部で協議し、適宜の処置をとることができる。但し、運営委員会又は総会で報告する。

附 則 この規程は、昭和46年度より実施する。

平成3年5月11日一部改正

平成13年5月16日一部改正

平成15年5月11日一部改正

平成30年2月28日第1条及び第5条廃止

令和7年5月8日一部改正

※文字が薄い部分は廃止した内容

安全互助会とは

(1) 安全互助会の性格

1. この会は、PTAが主催、若しくは参加する行事にあって、安全互助会員が活動中、不幸にして不慮の事故に起因する傷害があった場合と、主催者として第三者に対して法律上の賠償責任を負担する必要がある場合に賠償金等の給付措置をとり、本県 PTA 活動の円滑な運営を図ることを目的として設置するものである。(児童生徒については、日本体育・学校健康センターの適用外事例に適用する。)

具体的には次の 2 種類である。

① 傷害保険 行事参加によって発生した身体傷害

△主催者の管理下における活動中の傷害。

△行事参加のための自宅からと行事開催場所との経路において被った傷害。

(注)

○傷害保険の適用地域は、日本国内に限られます。

○適用傷害は急激かつ偶然の外来事故による傷害とする。

② 賠償責任保険 主催 PTA の管理責任に起因する事故。

加入団体が主催又は参加する行事中の事故により、第三者の人身に傷害を与え、加入団体が法律上の損害賠償責任を負担する場合に支払われる。

2. この会は、県 P 連に加入している単位 PTA が 5 月 1 日現在の世帯をもって団体として加入するものである。(個人加入はできない)

3. 安全互助会に加入した単位 PTA の一人一人の会員は年額 300 円を納入することによって互助会員となる。

(2) 安全互助会員の資格

単位 PTA ごとに父母会員、教師(特別非常講師を含む)および通学する児童生徒を会員とみなす。

父母会員は PTA 会員名簿に記された者とする。

やむを得ない事情により父母会員が PTA 行事等に参加できない場合事前に PTA 会長の承認を受けた保護者の代理は会員とみなす。

(3) 給付対象となる活動内容

1. 県 P 連、郡市町村 P 連、単位 PTA が主催し、予め計画された事業における活動中の災害であること。

予め計画された事業というのは、PTA 計画として事前に企画され、会長の責任の下に機関決定されたものでなければならない。

具体的活動例

① 諸会合

●総会、役員会、理事会、運営委員会、専門委員会等の諸会合

② 研修行事

●研修会、授業参観(運動会を含む)、家庭教育学級、母親学級、父親学級、両親学級、祖父母学級、学級・学年集会、地区集会等への参加。

③ 作業

バザー、廃品回収、販売活動、校内清掃、植樹、学校林下伐い、除草作業、栽培、自転車点検、水難防止訓練、交通安全パトロール、補導パトロール、交通安全指導、その他これらに類する作業。

④ スポーツ行事

プール水泳、海水浴、バレーボール、ソフトボール、ドッジボール、マラソン大会、相撲大会、運動会、ハイキング、キャンプ等

以上、多種多様な行事を包括しますが、これはあくまでも PTA 機関が主催又は共催する行事に限定されるもので、PTA 機関が関係しないママさんバレーや子供会の行事、町内会が行う廃品回収などは対象とならない。この点は厳重に取扱ってほしい。

2. 他の機関又は、団体との共催事業による災害であること。
共催というのは、主催者と平等の立場で企画から終了までを責任もって実施するものであって、主催者が複数になったと見ればよい。
3. 参加する行事の災害であること
参加する行事というのは、県、市、町、村教育委員会等から、県、郡、市、町、村 PTA 連合会又は、単位 PTA に参加依頼があり、会長の代理として特に委嘱した業務（行事）へ参加した場合の災害であること。
4. 以上の計画については毎年度年間行事表を県 PTA 連合会に提出すること。なお、臨時、追加の行事については、その都度、必ず事前に計画書を提出すること。

(4) 事故の認定

1. 傷 害 保 険
加入 PTA 会長（主催者）が次の 2 点を認定した場合に給付されます。
△対象行事参加中の事故であり医師の治療を要すること。
2. 加入 PTA 会長（主催者）が当該事故により損害賠償請求を受けた場合、保険会社と協議して認定を行う。

(5) 弔慰金、見舞金の内容

1. 死亡の場合 700 万円
2. 後遺傷害の場合 後遺傷害の程度に応じ、最高 300 万円、最高額～3%を一回限り給付する。
(等級については、日本興亜損害保険㈱の規則を準用す)
3. 負傷の場合
 - ① 入院した時
4,500 円×実入院日数（180 日限度）
 - ② 通院した時
3,000 円×実通院日数（90 日限度）
 - ③ ①、②は通算して 180 日を限度とする
※ 但し、日常生活又は業務に従事することに支障がない程度に回復したら支払わない。
4. 手術の場合 入院見舞金の 10・20・40 倍を給付金として支払う。
(倍率については、日本興亜損害保険㈱の規則を準用す)

(6) 賠償保険の内容

1. 加入団体が主催又は、参加する行事中の事故により、第三者の人身に傷害を与え加入団体が法律上の損害賠償責任を負担する場合に支払われるもので、保険会社と協議の上認定される。
 - 1 治療費及び慰謝料等示談金額
 - 2 初期対応費用
 - 3 当該事故の争訟費用
 - 4 保険会社への協力費用
2. 交付金額
 - 1 事故あたり 100,000,000 円を限度とする。